

令和3年度 自転車ルール・マナーに関する検定

I. アンケート

次のアンケートにお答えください。

((1)以外の答えは番号を1つ選んで解答用紙に記入してください。)

(1) 学校名を解答用紙に記入してください。

中学校

高等学校

(2) 学年を選択してください。

1. 一年生 2. 二年生 3. 三年生

(3) あなたは自転車を利用しますか。

1. する
2. しない 【アンケートは終了です。 II. 問題へお進みください】

(4) あなたは普段から自転車を利用する際にヘルメットを着用していますか。

1. 着用している 【アンケートは終了です。 II. 問題へお進みください】
2. 通学時（部活時）のみ着用している
3. 着用していない

(5) ヘルメットを着用しない理由は何ですか。

1. ヘルメットを着用したいが、ヘルメットを持っていないから
【アンケートは終了です。 II. 問題へお進みください】
2. ヘルメットを持っていないし、ヘルメットも着用したくないから
3. ヘルメットを持っているが、ヘルメットを着用したくないから

(6) ヘルメットを着用したくない理由は何ですか。

1. 友達も着用していないから 2. ヘルメットの購入価格が高いから
3. ヘルメットのサイズが合わないから 4. デザインがよくないから
5. ヘルメットの着用が面倒だから 6. 事故を起こさない自信があるから
7. その他（※その他の理由を解答用紙に記入してください）

II. 問題

次の問題を読んで正しい場合は○、間違っている場合は×をつけてください。

1. 自転車は、歩行者の仲間ではなく車の仲間であるから、原則車道の右側の端を通行しなければならない。
2. 自転車乗車中に後方を確認せずに車道から歩道、歩道から車道へと進路を変更することは大変危険な行為である。
3. 自転車で車道の左側に沿って通行中、前方の横断歩道を歩行者が横断しようとしていたが、自転車が優先なので、横断歩道の直前で一時停止する必要はない。
4. 前を走る車を邪魔してやろうと思い、自転車のベルをしつこく鳴らして、車間をつめて追いまわしても、自転車なので違反行為にならない。

5. 自転車歩道通行可の標識（図-1）や標示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。

6. 自転車歩道通行可の標識（図-1）がある歩道を走行するときは、歩行者に気をつけながら、歩道内の左側を走行しなければならない。

7. 自転車が歩道を通行できる場合で、歩行者とぶつかるおそれがある時は、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。

8. 自転車は、道路標識などにより、普通自転車専用通行帯（自転車レーン）（図-2）が設けられている道路では、その車両通行帯を走行しなければならない。

9. 信号のある交差点を自転車で右折しようとする場合、自動車に気をつけながら、図-3のように走行すればよい。

10. 一時停止の標識（図-4）がある交差点では、自動車やバイクは止まらなければならないが、自転車は止まらずに進むことができる。

11. 携帯電話を使用しながら自転車を運転してはならないが、画面を見るだけなら、ゆっくり走行していれば違反にはならない。

12. 安全運転を心がけていれば、イヤホンやヘッドホンなどを使用して、大音量で音楽等を聞きながら自転車を運転してもよい。

13. 雨が降っているときに傘を差さずに運転すると、手が濡れてハンドル操作を誤り危険な状況となるので、傘差し運転をしてもよい。

14. 自転車のライトは、自分の進行方向を照らすだけでなく、他の人に自転車が走っていることを知らせる効果もあるため、夜間は必ずライトを点灯しなければならない。

15. 自転車の前輪ブレーキが故障してきかなくなったが、後輪ブレーキがきくので、気を付けて運転すれば違反にはならない。

16. 右の標識（図-5）がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ、自転車は通行することができる。

17. 年齢14歳以上の者が、自転車を運転していて一時不停止や信号無視などの違反をおこない、3年以内に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。

18. 金沢市において自転車を利用する場合は、事故が起こった場合に相手の損害を補償するための保険に入らなければならない。

19. 金沢市では中学生以下の子と70歳以上の高齢者が自転車に乗るときはヘルメットを着用することが努力義務となっている。

20. 自転車を運転していて歩行者にぶつかる事故を起こしたときは、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、自分で対応することができれば、交通事故の状況等を警察へ通報しなくてもよい。



図-1



図-2



図-3



図-4



図-5

令和3年度 自転車ルール・マナーに関する検定 問題&解説

問	題	正解	解 説
1	自転車は、歩行者の仲間ではなく車の仲間であるから、原則車道の右側の端を通行しなければならない。	×	自転車は「 <u>軽車両</u> 」という車の仲間です。ですから、自動車と同じく <u>車道の左側の端</u> を通行しなければなりません。(道路交通法第18条第1項) 車道の右側を走るとは逆走となり、大変危険です。 車の運転手と同じように、交通ルールをしっかりと守りましょう。
2	自転車乗車中に後方を確認せずに車道から歩道、歩道から車道へと進路を変更することは大変危険な行為である。	○	後方の安全確認をしないまま進路変更すると後ろから走ってくる自動車と衝突したり、歩道を走ってきた自転車と衝突する危険があります。また、急な進路変更は道路交通法で禁止されています。(道路交通法第26条の2第2項)
3	自転車で車道の左側に沿って通行中、前方の横断歩道を歩行者が横断しようとしていたが、自転車が優先なので、横断歩道の直前で一時停止する必要はない。	×	横断歩道は歩行者が最優先です。 横断しようとしている歩行者がいれば、必ず一時停止し、歩行者の通行を妨げないようにしなければなりません。(道路交通法第38条第1項)
4	前を走る車を邪魔してやろうと思い、自転車のベルをしつこく鳴らして、車間をつめて追いまわしても、自転車なので違反行為にならない。	×	自転車は車両なので、ベルを不用意に鳴らしたり、前の車と安全な車間距離を保たないだけでも違反になり、処罰の対象となります。さらに、令和2年6月30日に妨害運転(いわゆる「あおり運転」)に関する罰則が設けられたことから、他の車両を妨害する目的でこれらの行為をして、道路における交通の危険を生じさせた場合は3年以下の懲役または50万円以下の罰金の対象となります。(道路交通法第26条、第54条第2項、第117条の2の2第11号)
5	自転車歩道通行可の標識や標示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。	○	自転車歩道通行可の標識がない歩道でも、13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、自転車で歩道を通行することができます。(道路交通法第63条の4第1項第2号、道路交通法施行令第26条)
6	自転車歩道通行可の標識がある歩道を走行するときは、歩行者に気をつけながら、歩道内の左側を走行しなければならない。	×	自転車歩道通行可の標識がある歩道は自転車も走行できます。ただし、歩行者の邪魔にならないよう、歩道の <u>中央から車道よりの部分を徐行</u> して走らなければなりません。*徐行：ただちに停止できる速度で進行すること(道路交通法第63条の4第2項)
7	自転車が歩道を通行できる場合で、歩行者とぶつかるおそれがある時は、ゆっくり走るか、ベルを鳴らしてよけてもらうとよい。	×	歩道では、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、一時停止するか、自転車を降りて、押して歩かなければなりません。自転車のベルなどの警音器は、危険防止上やむを得ない場合を除き、標識によって指定された場所や区間以外では鳴らしてはいけません。(道路交通法第63条の4第2項、第54条第2項)
8	自転車は、道路標識などにより、普通自転車専用通行帯(自転車レーン)が設けられている道路では、その車両通行帯を走行しなければならない。	○	普通自転車専用通行帯(自転車レーン)が設けられている道路では、その車両通行帯を走らなければなりません。(道路交通法第20条第2項) 金沢市では、 ◎東金沢駅から小坂町交差点 ◎三馬3丁目交差点から上有松交差点 ◎久安2丁目交差点から久安3丁目交差点 に設置されています。
9	信号のある交差点を自転車で右折しようとする場合、自動車に気をつけながら、図のように走行すればよい。	×	信号のある交差点を自転車で右折する場合、図のように2段階右折をしなければなりません。(道路交通法第34条第3項)
10	一時停止の標識がある交差点では、自動車やバイクは止まらなければならないが、自転車は止まらずに進むことができる。	×	この標識は、その交差点の直前(停止線が設けられている場合は、その直前)での一時停止を示す標識で、自転車であっても一時停止し、安全確認をしてから進まなければなりません。(道路交通法第43条)

問	題	正解	解 説
11	携帯電話を使用しながら自転車を運転してはならないが、画面を見るだけなら、ゆっくり走行していれば違反にはならない。	×	携帯電話・スマートフォン等を手で保持して通話や操作することや、画面を注視しながらの運転は、禁止されています。(石川県道路交通法施行細則第12条第1項第11号)
12	安全運転を心がけていれば、イヤホンやヘッドホンなどを使用して、大音量で音楽等を聞きながら自転車を運転してもよい。	×	イヤホンやヘッドホンなどを使用して、安全な運転に必要な緊急自動車のサイレンや自動車の警音器の音等が聞こえない状態で自転車を運転してはいけません。(道路交通法第71条第6号、石川県道路交通法施行細則第12条第1項第12号)
13	雨が降っているときに傘を差さずに運転すると、手が濡れてハンドル操作を誤り危険な状況となるので、傘差し運転をしてもよい。	×	傘を差すと片手運転となり、ハンドルやブレーキ操作が確実にできない状態となるため、傘差し運転をしてはいけません。(道路交通法第71条第6号、石川県道路交通法施行細則第12条第1項第5号)
14	自転車のライトは、自分の進行方向を照らすだけでなく、他の人に自転車が走っていることを知らせる効果があるため、夜間は必ずライトを点灯しなければならない。	○	自転車は、夜間や、昼間でもトンネルの中などの暗い場所ではライトをつけなければなりません。(道路交通法第52条、道路交通法施行令第19条) 自転車のライトは自分が進む道を照らすと同時に、他の人に自転車が走っていることを知らせて、事故を防ぐ意味もあります。自分の身を守るために、夜間は明るい目立つ色の衣服や反射材も着用するようにしましょう。
15	自転車の前輪ブレーキが故障してきかなくなったが、後輪ブレーキがきくので、気を付けて運転すれば違反にはならない。	×	ブレーキは前輪と後輪の両方に備えていなければなりません。また、夜に反射材などがついていない自転車に乗ることも禁止されています。(道路交通法第63条の9、道路交通法施行規則第9条の3及び第9条の4) ブレーキの故障やライトがつかないなど、整備不良による事故を防ぐためにも、自転車に乗る前には日常点検をする必要があります。
16	右の標識がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ、自転車は通行することができる。	×	この標識は、歩行者専用道路の標識です。この標識がある道路は、歩行者だけの通行のための道路であり自転車は通行できません。自転車は押して歩きましょう。(道路交通法第8条第1項)
17	年齢14歳以上の者が、自転車を運転していて一時不停止や信号無視などの違反をおこない、3年以内に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受けなければならない。	○	自転車運転者講習制度は14歳以上が対象で、平成27年6月1日から実施されています。信号無視、通行区分違反(右側通行等)、一時停止違反、歩道通行時の通行方法違反、ブレーキのない自転車の運転、ながら運転等の安全運転義務違反等で、3年以内に2回以上摘発された場合は、自転車運転者講習を受講しなければなりません。(道路交通法第108条の2第1項第14号、第108条の3の4)
18	金沢市において自転車を利用する場合は、事故が起こった場合に相手の損害を補償するための保険に入らなければならない。	○	自転車による交通事故でも、自転車の運転手に多額の損害賠償責任が生じることがあります。金沢市では自転車安全利用促進条例で自転車損害賠償保険の加入を義務付けています。
19	金沢市では中学生以下の子と70歳以上の高齢者が自転車に乗るときはヘルメットを着用することが努力義務となっている。	○	自転車安全利用促進条例にて中学生以下の子と70歳以上の高齢者に対して乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。自転車の死亡事故は頭部損傷が原因となることが多いです。自らの身を守るために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
20	自転車を運転していて歩行者にぶつかる事故を起こしたときは、負傷者を救護し、道路における危険を防止するなど、自分で対応することができれば、交通事故の状況等を警察へ通報しなくてもよい。	×	交通事故があったときは、最寄りの警察署等の警察官に、交通事故が発生した日時、場所等について報告する必要があります。(道路交通法第72条第1項)